

南アルプス市立若草小学校改築工事設計業務委託  
プロポーザル実施要領

令和4年11月

南アルプス市教育委員会

教育総務課

## 目 次

1	目的	1
2	業務の概要	1
3	参加資格	1
4	選考スケジュール	2
5	質問の受付及び回答	2
6	参加表明書の提出	3
7	技術提案書の提出	4
8	審査	5
9	審査基準	7
10	審査結果の発表	8
11	業務委託契約	8
12	その他	8
13	担当部署及び提出先	9

## 様 式

- ・ 様式1 質問書
- ・ 様式2 参加表明書
- ・ 様式3 会社概要
- ・ 様式4 同種業務実績書
- ・ 様式5 配置予定技術者の資格及び実績
- ・ 様式6 協力会社概要書
- ・ 様式7 技術提案書表紙
- ・ 様式8 見積書
- ・ 様式9 辞退届
- ・ 様式10 南アルプス市立若草小学校改築工事設計共同体協定書

## 資 料

- ・ 南アルプス市立若草小学校改築基本計画

南アルプス市立若草小学校改築工事設計業務  
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、南アルプス市立若草小学校改築工事設計業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者若しくは共同体から、公募型プロポーザル方式により最適な者を優先交渉権者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 南アルプス市立若草小学校改築工事設計業務委託
- (2) 業務内容 校舎改築に必要な調査及び基本設計及び実施設計、解体工事設計
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで
- (4) 予算上限額 163,647,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

本業務に参加できる者は、本事業公告から優先交渉権者の特定までの間において、次に掲げる要件を満たす者(以下「事業者」という。)、又は、自主結成の設計共同体(以下「共同体」という。)とする。なお、共同体の構成員は2者とし、(6)の資格要件については構成員のうち1者が満たせば足りるものとする。

- (1) 南アルプス市の入札参加資格(建築関係建設コンサルタント業務)を有していること。
- (2) 建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に搭載された者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 南アルプス市長及び山梨県知事から入札参加資格停止の措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む)者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (6) 平成22年4月以降に携わり、令和4年3月までに完了している業務で、学校施設に係る新築・増改築、大規模改造工事設計業務のいずれかの実績がある者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び南アルプス市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条

に規定する暴力団員又は暴力団員等ではないこと。

- (8) 共同体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。また、共同体の代表構成員以外の構成員の出資比率は30%以上であること。

#### 4 選考スケジュール

内 容	期間、期日、期限等
参加募集開始	令和4年11月16日(水)
質問受付期間	令和4年11月16日(水) から 令和4年11月25日(金) 午後5時まで
質問回答期限	令和4年11月30日(水) 午後5時までに回答する
参加表明書提出期限	令和4年12月 8日(木) 午後5時まで
第一次審査結果の通知	令和4年12月21日(火) までに通知する
技術提案書提出期限	令和5年 1月19日(木) 午後5時まで
第二次審査	令和5年 1月下旬 ※詳細は参加者に別途通知
選定結果通知	令和5年 1月下旬
契約締結	令和5年 2月上旬

#### 5 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関する質問は、技術提案書の作成、提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに仕様書及び提案内容に係る質問は受け付けない。また、電子メール以外の方法で提出された質問については回答しない。

##### (1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書(様式1)
- ②提出期限 令和4年11月25日(金) 午後5時まで
- ③提出方法 電子メールにて提出  
件名は「若草小学校プロポーザル質問書」とすること
- ④提出先 南アルプス市教育委員会教育総務課  
ksomu@city.minami-alps.lg.jp

##### (2) 回答

質問に対する回答は、令和4年11月30日(水) 午後5時までに、南アルプス市ホームページに掲載する。

##### (3) その他

- ①同様の質問があった場合は、一括して回答する。
- ②本業務の趣旨からかけ離れている場合には、本市の判断により回答を行わない。
- ③質問者の名称等は公表しない。
- ④現地説明会等を行わない。

## 6 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する事業者若しくは共同体の代表者は、以下のとおり選考に必要な書類を様式順にまとめ、左上部をクリップ止めのうえ、直接持参又は郵送により提出すること。

### (1) 提出書類

①参加表明書（様式2） 提出部数 1部

②会社概要書（様式3） 提出部数10部

③同種業務実績書（様式4） 提出部数10部

ア 対象業務は、単独若しくは共同体で元請けとして請け負った実績とし、平成22年4月以降に携わった業務で、令和4年3月までに完了しているものとする。記入できる実績は3件以内とする。ただし、共同体の場合は出資比率20%以上の実績に限る。

イ 同種業務実績とは、国公立の学校施設における新增築・改築、大規模改造工事の基本設計・実施設計、その他これらに類似する業務とする。

ウ 施設用途は「小学校」「中学校」「その他」の別を記入すること。

エ 構造・規模は、「構造種別－地上階数／地下階数」を記入すること。  
(例RC－3／0)

オ 工事種別の欄には「新築」「増改築」「大規模改造」を記入すること。

カ 同種業務実績書に記載できる件数は3件までとする。

④配置予定技術者の資格及び実績（様式5） 提出部数10部

ア 本業務を所定の期間内に履行するため、管理技術者及び各担当主任技術者を置くこと。

イ なお、管理技術者、意匠主任技術者及び構造主任技術者については一級建築士とし、( )内に資格登録番号を、また、公告日現在の一級建築士免許証の保有年数を記入すること（1年未満は切り捨て）。さらに、登録番号と取得日を確認することができる一級建築士免許証の写し等を添付すること。確認できない場合は資格として認めない。

ウ 各担当主任技術者は、免許証又は登録証の写しを添付すること。

エ 構造、電気設備、機械設備担当の主任技術者は、業務協力を求める他の事業所等（以下「協力会社」という。）の技術者を配置することができる。協力会社の技術者を配置する場合は、「協力会社概要書」（様式6）を提出すること。

オ 対象業務は、単独若しくは共同体で元請けとして請け負った実績とし、平成22年4月以降に携わった業務で、令和4年3月までに完了しているものとする。ただし、3件以内とする。

カ 用途は「小学校」「中学校」「その他」の別を記入すること。

キ 構造・規模は、「構造種別－地上階数／地下階数」を記入すること。

(例：RC-3/0)

ク 職種欄には、その業務で携わった担当の立場を記入すること。

ケ 配置予定技術者は、特段の理由がない限り業務契約後の変更を認めない。

⑤設計共同体協定書（様式10） 提出部数1部

共同体を結成して参加する場合は本様式により協定を締結し、記名押印のうえ提出すること。

(2) 提出方法

郵送または持参、いずれの方法でも提出期限必着とする。なお、郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(3) 提出期限

令和4年12月8日（木）午後5時まで

持参による場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) その他

ア 参加表明書提出後に辞退する場合は、参加に関わる提出書類の提出期限内に辞退届（様式9）を提出すること。

イ 提出された書類については、受付期間中であれば差し替えや加除を認める。

7 技術提案書の提出

第一次審査により選定され、技術提案書の提出要請があった事業者及び共同体は、以下のとおり選考に必要な書類を様式順にまとめ、左上部をクリップ止めのうえ、直接持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出書類

①技術提案書表紙（様式7） 提出部数1部

ア 提出書類についての問い合わせ先及び連絡先として担当者氏名、電話番号等を記入すること。

イ 本業務に係る協力会社（予定）がある場合には、体制図（任意様式）も別途提出すること。

②技術提案書（様式任意） 提出部数10部

ア 技術提案書は「南アルプス市立若草小学校改築基本計画」及び「仕様書」を踏まえたうえで、下記の課題について提案すること。

(ア) 業務の実施方針、設計チームの特徴、業務の工程

(イ) 「若草小学校改築基本計画」にある学校づくりの考え方、及び施設構成の考え方について、どのように取り入れていくか

(ウ) 学校施設整備指針が示す新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、どのように取り入れていくか

(エ) 施設のランニングコストを抑制するための提案

(オ) 若草小学校改築について、設計者としてアピールしたいこと

- イ 提案は文章での表現を原則とし、基本的な考えを簡潔に記述すること。
- ウ 記述内容はできる限り平易な言葉を用い、専門用語や略語は極力使用しないよう配慮するなど、提案内容の分かりやすさを重視すること。
- エ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の写真、イラスト、イメージ図（ボリュームイメージ、ゾーニング図）等は使用してもよいが、具体的な建物の設計等をしないこと。
- オ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分は、評価の対象とならない。
- カ 視覚的表現の方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該審査基準項目の審査点からその1/2を減点する。
- キ A3横版・横書き・片面印刷・本文中のフォントは11ポイント以上とし、ページ付番、3ページ（表紙は含まない）以内とすること。

③見積書（様式8） 提出部数1部

- ア 「2 業務の概要」に記載する予算上限額を上回った場合は失格とする。
- イ 積算額の内訳を記載した書類を添付すること。

④提出書類データ 提出部数1部

提出書類をPDF形式で保存したCD-ROMを作成し提出すること。

(2) 提出方法

郵送または持参、いずれの方法でも提出期限必着とする。なお、郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(3) 提出期限

令和5年1月19日（木）午後5時まで

持参による場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) その他

- ①第一次審査で選定された後に辞退する場合は、技術提案書に関わる提出書類の提出期限内に辞退届（様式9）を提出すること。
- ②提出された書類については、受付期限内であれば差し替えや加除を認める。

## 8 審査

審査は、南アルプス市立若草小学校改築工事設計業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本業務に適していると認められる事業者若しくは共同体を特定する。評価は、「9 審査基準」に基づき審査し、審査点の合計点が最も高い者を優先交渉権者に特定する。なお選定委員会の委員については、優先交渉権者の特定まで公表しない。

(1) 第一次審査【審査点100点】

提出された参加表明書を次により審査する。なお、審査は非公開とする。

- ①事業者若しくは共同体の技術力、業務遂行体制及び業務実績
- ②配置予定技術者の状況

提出された参加表明書について、審査基準に基づき得点を算出する。参加者が5者を超える場合は、得点の上位5者を選定する。参加者が5者に満たない場合は、第一次審査の得点が60%を超えた者に限り選定とする。

## (2) 第二次審査【審査点200点】

技術提案書を次により審査する。なお、審査は非公開とする。

- ①課題に対する提案の的確性及び実現性
- ②説明及びヒアリング

技術提案書の表現を補足する追加説明及び、選定委員によるヒアリングとする。詳細な日時、会場及び実施方法については別途通知する。

### ア 実施方法

- ・第二次審査に参加できる者は、配置予定技術者の資格及び実績（様式5）に記載された者のうち、管理技術者を含め3名以内とする。
- ・技術提案書の内容についての説明を20分以内で行う。
- ・選定委員によるヒアリングを20分以内で行う。
- ・説明及びヒアリング合わせて1者につき40分以内とし、延長しない。
- ・説明は提出した技術提案書のみを用いて行うこと。

### イ その他

- ・パネルや模型、プロジェクター等を用いた説明はできないものとする。
- ・資料の追加は認めない。
- ・考慮すべき理由によらず指定した時刻に遅れた場合には、失格となる。

## (3) 交渉相手の選定

第一次審査及び第二次審査の審査点の合計点（最高300点）が最も高い者を優先交渉権者として特定する。

## (4) 失格条項

このプロポーザルの参加者若しくは提出された書類等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①技術提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③参加資格を満たさなくなった場合
- ④ヒアリング審査に参加しなかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた場合
- ⑥見積書（様式8）の金額が、予算限度額を超えている場合
- ⑦前各号に定めるものの他、著しく信義に反する行為があった場合



## 9 審査基準

### (1) 第一次審査

審査点は、表1の配点に評価係数（非公表）を乗じて算出した合算値とし、提出された書類により審査を行う。

(表1)

審査項目	関係様式	審査基準	配点
事業者若しくは共同体の技術力	会社概要書 (様式3) 同種業務実績書 (様式4)	同種類似業務の実績から本業務を適切に実施できる能力を有しているか	50
配置予定技術者の状況	配置予定技術者の資格及び実績 (様式5) 協力会社概要書 (様式6)	業務遂行のための役割分担や、人員配置体制は適切か。また、十分な業務経験を有しているか	50
計			100

### (2) 第二次審査

表2の審査基準について、選定委員が5段階で評価する。審査点は、配点に評価係数（非公表）を乗じて算出した合算値とし、全選定委員の平均点とする。

(表2)

審査項目	関係様式	審査基準	選定委員一人当たりの配点
技術提案	技術提案書 (任意様式)	業務の実施方針、取組体制、業務の工程	30
		「若草小学校改築基本計画」に基づく提案	40
		学校施設整備指針に基づく提案	40
		ランニングコストについての提案	30
		若草小学校改築について、設計者としてアピールしたいこと	30
ヒアリング評価		説明は分かりやすく、明確であるか	5
		業務に対する取組み意識が高く、熱意を感じられるか	10
		質問に対する応答は明確かつ迅速であるか	5
価格提案	見積書	見積り額は企画提案や業務量に対し	10

	(様式8)	て適切であるか	
計			200

## 10 審査結果の発表

### (1) 第一次審査結果の通知

第一次審査において選定された事業者若しくは共同体に対しては選定された旨を、選定されなかった事業者若しくは共同体に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

### (2) 第二次審査結果の通知及び公表

第一次審査及び第二次審査による審査点の合計が最も高く、優先交渉権者と特定された者に対しては特定された旨を、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。また、審査結果について優先交渉権者及び次点の事業者若しくは共同体を南アルプス市ホームページにて公表する。

### (3) 非選定及び非特定理由に関する事項

上記(1)及び(2)により選定又は特定されなかった旨の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日(その期間中に休日等がある場合においては、当該休日等を除く。)以内に、通知(様式任意)により、その理由について説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(その期間中に休日等がある場合は、当該休日を除く。)以内に書面により行うものとする。ただし、審査結果に対する異議申立ては受付けない。

## 11 業務委託契約

### (1) 審査点の合計が最も高い事業者若しくは共同体を、契約の優先交渉権者と特定する。

ただし、優先交渉権者と特定された事業者若しくは共同体に事故等があり、契約締結が不可能となった場合は、次点の事業者若しくは共同体を特定し交渉相手とする。

### (2) 業務委託料の額は、特定された事業者若しくは共同体から提出された見積書に記載された額を基本に協議を行い、予算限度額の範囲内で契約締結する。

## 12 その他

### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### (2) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

### (3) 提出書類の取扱いについては次のとおりとする。

- ①技術提案書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、原則としてそれぞれの提案者に帰属するものとする。ただし、本業務に係る業務委託契約

を締結した事業所が提出した技術提案書等の使用権は、南アルプス市に帰属するものとする。

- ②特定作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ③提出書類は返却しない。
- ④提出書類は1事業者につき1案とする。

### 1.3 担当部署及び提出先

本プロポーザルにおける各提出書類の提出先、問い合わせ先及び請求先について、記載のないものについては下記のとおりとする。

南アルプス市教育委員会 教育総務課 教育施設担当

〒400-0492 山梨県南アルプス市鮎沢1212

TEL：055-282-7777 / FAX：055-282-6427

E-mail：ksomu@city.minami-alps.lg.jp

受付時間：午前9時から午後5時まで（受付時間外の請求には回答しない）